

第二号

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十三年徳島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「主な取扱者」を「管理責任者」に改める。

第十八条中「第二十四条第一項」の下に「(法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第十九条第六項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に改める。

第二十二條第一項第一号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項第七号中「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項本文」に改め、同項第八号中「第三十五条第一項(同条第二項)」を「第三十五条第一項本文(同条第三項)」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十七号中「第二十四条第一項」の下に「(同法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「第三十五条第一項(同条第二項)」を「第三十五条第一項本文(同条第三項)」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。